

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定の基準となる 年間実施回数／規模	算定基準額（円）
(1) 指導ルームへの協力 (2) 有害環境の調査	環境浄化活動	年 16 回 1 回 3 人	上限額 36,800 円 1 回単価 2,300 円
(3) 青少年活動団体との連絡会議 (4) 青少年健全育成に関する啓発事業	青少年健全育成活動啓発事業	年 1 回 200 人	上限額 178,000 円
	街頭啓発活動	年 1 回 200 人	上限額 80,000 円
(5) その他目的の達成に必要である事項	区研修活動	年 1 回 48 人	上限額 83,000 円
	市青福各種会議 区青福定例会等	年 12 回 1 回 32 人	上限額 53,040 円